

## News Release

2019年3月25日

# 東京スター銀行

## 行員の多様な価値観・創造力醸成のため、兼業を解禁

～ 社外活動を通じて行員のイノベーション創造を促進。自己実現の機会も提供 ～

株式会社東京スター銀行(東京都港区、代表執行役頭取 CEO 佐藤 誠治)は、人材育成の強化と働き方改革の一環として、4月1日より、行員の兼業を解禁いたします。

当行は、金融を取り巻く環境が急速に変化する中、ビジネスの多様化に適合し、持続的な成長を続けるためには、多様な価値観・創造力をもった人材を育成していくことが重要であると考えています。このたびの兼業解禁による行員の社外活動を通じて、知識・スキルの習得によるイノベーション創造を促進します。また、キャリア形成・ネットワークの拡大等について自ら考え、行動する風土を醸成する効果も期待しています。さらに、シニア層の行員には、セカンドキャリア支援策として、自己実現(夢への挑戦)の機会も提供します。

### 【兼業制度の概要】

対象者	所定の基準を満たす全行員
想定する兼業イメージ	<p>自らが経営する事業、起業、業務の受託、他社の役員、親族の事業への参加など</p> <p><b>具体例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的な知識(経営、法律、会計、IT、不動産、営業、スポーツなど)を活かした活動(コンサルティング業務、講演、執筆など)</li> <li>・地域社会への貢献活動やボランティア(有償)</li> </ul>
兼業禁止の業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行および銀行周辺業務や当行と利益相反の可能性がある業務</li> <li>・情報漏えいの恐れがある場合や当行のレピュテーションを損なう可能性のある業務</li> <li>・早朝深夜業務や危険有害業務</li> </ul>

中途入行の行員も多く、専門性の高い人材を強みとする当行では、多様な価値観を持った人材が生き生きと働ける職場環境が必須であると考え、働き方改革を進めています。ワークライフバランスの状況(2017年度)も、育児休業取得率 女性 100%、男性 31.3%、平均有給休暇取得率 73.5%、1ヵ月あたりの平均残業時間は 13.1 時間となりました。今後も、全ての行員にとって働きやすい環境を整備しつつ、兼業解禁を通じてさらなる人材の強化を目指します。

<本件に関するお問い合わせ先>

東京スター銀行 広報室 TEL: 03-3586-3111 (平日 9:00-17:00)